

原子力委員会の在り方見直しについて (案)

平成 25 年 12 月 10 日

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議

原子力委員会の在り方見直しについて

目次

はじめに	5
1. 原子力委員会の経緯と変遷	6
(1) 第1期(昭和30年～昭和53年)	6
(2) 第2期(昭和53年～平成13年)	7
(3) 第3期(平成13年～平成24年)	7
(4) 第4期(平成24年～)	8
2. 原子力委員会の所掌事務と現状	9
(1) 原子力利用に関する政策に関すること	9
(2) 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること	10
(3) 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること	10
(4) 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること	11
(5) 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること	11
(6) 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練に関すること	11
(7) 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること	11
(8) 原子力利用に関する重要事項に関すること	12
3. 原子力委員会の今後の方向性について	13
(1) 原子力利用に関する政策に関すること	13
(2) 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること	15
(3) 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること	15
(4) 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること	15
(5) 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること	16
(6) 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練に関すること	16

(7) 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること	16
(8) 原子力利用に関する重要事項に関すること	16
4. 原子力委員会の組織に関する論点	18
(1) 原子力委員会の今後の在り方	18
(2) 原子力委員会を担当する大臣との関係	19
(3) 事務局の機能について	19
(4) 他の機関との関係	21
おわりに.....	22
 別添 1 原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議の開催について..	24
別添 2 原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議委員	25
別添 3 審議経過	26

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、原子力規制委員会による原子力規制組織の一元化と独立性の強化など、安全規制を中心として我が国の原子力行政体制の見直しが進められた。

原子力委員会は、時代に応じてその役割が見直され変遷してきたところであるが、この度の東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力をめぐる大きな環境の変化を踏まえ、その役割の見直しが求められている。

このため、原子力委員会の在り方を見直しに向けて、原子力政策を担当する国務大臣のもと、内閣官房において、優れた識見を有する者から意見を聴くことを目的として、「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」（委員は別添 2 参照、以下「本会議」という。）を開催し、原子力委員会の在り方について抜本的な見直しを行うこととした。

本会議においては、原子力委員会、内閣府など関係府省からのヒアリングを踏まえて、原子力委員会がこれまで担っていた機能について検討を行い、その機能の廃止、他府省への移管を含めた抜本的な見直しを行った。その結果、今後に残される必要のある機能について、それらを担う組織体制の在り方の検討を行ったものである。

なお、検討に当たっては、平成 24 年 12 月 18 日に原子力委員会見直しのための有識者会議により取りまとめられた、「原子力委員会の見直しに当たっての基本的な考え方について」を参考とした。

1. 原子力委員会の経緯と変遷

我が国の原子力の研究、開発及び利用は、原子力基本法において、これを平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行い、成果を公開し、進んで国際協力に資するという方針の下、原子力利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図ることを目的として原子力委員会が設置された。以降これまで、3回の体制の見直しを経つつ、原子力委員会は原子力利用に関する国の施策の計画的な遂行の役割を担ってきた。

(1) 第1期(昭和 30 年～昭和 53 年)

我が国の原子力利用の黎明期に当たる昭和 30 年代から昭和 40 年代においては、原子力開発利用長期計画の策定、関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画などにより、政府における原子力利用の中核的な役割を担っていた。特に、昭和 30 年代は原子力利用に関する試験研究の助成、原子力利用に関する研究者、技術者の養成及び訓練なども含めて、科学技術庁原子力局によって事務を実施することにより、審議会組織であっても、その決定を尊重して実際の行政が行われる強力な機関として、行政委員会に近い特徴を有していた。

また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に基づく設置許可等に関与するとともに、安全審査指針等を策定するなど、原子力の安全の確保についても大きな役割を担っていた。

しかしながら、昭和 40 年代後半には石油危機の到来により石油代替エネルギーのひとつとして現実性の高い原子力が脚光を浴びたにも関わらず、原子力船「むつ」の漂泊をはじめとする原子力行政に関する種々の問題が発生し、原子力行政全般に対する国民の不信感が高まることとなった。こうした情勢を背景として、原子力行政懇談会が開催され、原子力行政体制の改革が行われることとなった。

(2) 第2期(昭和 53 年～平成 13 年)

原子力行政懇談会の「原子力行政体制の改革、強化に関する意見」(昭和 51 年)においては、「最近の原子力行政は、多くの深刻な問題に直面し、他方、国民の間では、安全規制面に比して開発面にウェイトをかけすぎているという不信が生じており、原子力委員会は、今までのような進め方では、このような情勢に対応できなくなった」として、原子力委員会の有する安全確保について別途の体制を設け、原子力開発体制と機能的に分離することとし、原子力安全委員会が発足することとなった。

昭和 60 年代から平成になり、将来の高速増殖炉時代に必要なプルトニウム利用に係る広範な技術体系の確立と、一定規模の核燃料リサイクルの実現などの核燃料サイクル技術の着実な展開が図られるが、もんじゅ事故等の一連の原子力をめぐる事故、不祥事により国民の不安や不信が高まることとなった。

こうした中で、平成 12 年に策定された原子力研究開発利用長期計画は、原子力関係者のための具体的な指針にとどまらず、国民・社会や国際社会に向けたメッセージとしての役割を重視するものとなるなど、原子力委員会の原子力行政体制における役割も不明確になってきた。

(3) 第3期(平成 13 年～平成 24 年)

平成 13 年の中央省庁再編に伴う審議会等整理合理化計画により、原子力委員会は内閣府へ移管され、委員長が国務大臣から有識者委員へ変更されるとともに、原子力委員会決定についての内閣総理大臣の尊重義務が廃止されることとなった。また、事務局が科学技術庁原子力局から内閣府へ移管されることに伴い、実質的な機能が大きく縮小することとなった。

このような体制の変化を受けて、長期計画の見直しを行うに当たり、名称を原子力政策大綱とするとともに、総合科学技術会議の議論を経て、閣議において、「政府は、原子力政策大綱を原子力政策に関する基本方針として尊重し、推進する」と閣議決定することにより位置づけの明確化がなされた。

こうした中で、平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災と東京電力福

島第一原子力発電所事故により原子力行政に対する信頼が大きく低下することとなった。

(4) 第4期(平成 24 年～)

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて、安全規制体制の見直しが行われ、独立性の高い原子力規制委員会が設置されるとともに、経済産業省、文部科学省が担っていた原子力安全、核物質防護、核不拡散の保障措置等に関する規制も原子力規制委員会に一元化されることとなった。原子力委員会が担ってきた核物質防護に関する事務が移管されるとともに、原子炉等規制法に基づく意見聴取の規定が見直されることとなった(設置許可等の基準における計画的遂行の廃止、経理的基礎の意見聴取の廃止)。

こうした中で、原子力政策大綱の策定作業を実施していたが、原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会のための会議資料準備に関して不適切な実態があったとして審議を中止することとなった。

2. 原子力委員会の所掌事務と現状

原子力委員会は、原子力委員会設置法第2条に基づき、以下の8つの事項について、企画し、審議し、決定することとされている。

- ① 原子力利用に関する政策に関すること。
- ② 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること。
- ③ 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること。
- ④ 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。
- ⑤ 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること。
- ⑥ 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教授及び研究に係るものを除く。）に関すること。
- ⑦ 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関すること。

これらの8つの事項に関する事務の現状は以下のとおりとなっている。

(1) 原子力利用に関する政策に関すること

原子力利用に関する基本政策として、昭和31年から原子力開発利用長期計画を概ね5年ごとに策定し（昭和31年～平成12年、9回策定）、原子力利用の計画的遂行を図ってきている。省庁再編後においては、平成17年に原子力利用の包括的な基本方針を定めた原子力政策大綱を決定し、これを原子力政策の基本方針として尊重する旨の閣議決定を行った。

放射性廃棄物の処理処分を中心とした核燃料サイクル政策については、省庁再編後は長半減期低発熱放射性廃棄物の地層処分や核燃料サイクルのコスト試算等について検討が行われてきている。

平和利用に関する政策としては、国際プルトニウム指針に基づき、我が国のプルトニウム保有量を、外務省を通じてIAEAに報告、公表している。また、平成15年に「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定し、六ヶ所再処理工場の操業に備え、電気事業者等に対してプルトニウム利

用計画の公表を促し、その利用目的の妥当性を原子力委員会が確認している。

また、主に科学技術に関わる核融合等についても、専門部会を設置して調査審議を行ってきている。

国際協力については、IAEA総会等の国際会議等に原子力委員長が出席し、政府代表である大臣等を補佐して我が国の政策の説明と各国との意見交換を行ってきているほか、アジア原子力協力フォーラム(FNCA)を開催し、諸外国の政策担当者との信頼関係の構築が図られてきている。

このほか、東日本大震災以降、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束にむけた関係府省、関係機関への提言を行ってきたほか、中長期的な技術課題の取りまとめを行ってきている。

(2) 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること

(1)の原子力利用に関する政策に関する事務を実施するに当たって、関係行政機関との調整を行ってきている。

(3) 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること

原子力委員会が設置された昭和 30 年代においては、概算要求前に原子力委員会が関係行政機関の予算要求のヒアリングを行い、研究の重複、実施可能性、国家予算として支出することの妥当性等の見地から調整を行い、概算要求前に見積りを決定するとともに、その後、大蔵省と折衝も担っていた。

しかしながら、平成 19 年度予算以降は、概算要求前に見積りの基本方針を決定しているが、見積りを決定するのは 11 月前後となっており、財務省への通知すらなされていない場合もあった。

原子力関係経費の配分は、国立機関原子力試験研究費が科学技術庁に一括計上され、原子力委員会において審議、承認されてきたが、当該予算については平成 23 年度に全ての課題が終了している。

(4) 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること

原子炉等規制法に基づき、原子炉の設置許可、使用済燃料の貯蔵の事業許可、再処理事業の事業指定について、「平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」の基準の適用について原子力規制委員会より意見を求められている。なお、核燃料加工（ウラン濃縮を含む）の事業許可、核燃料の使用許可には意見聴取の規定はない。

また、平和利用に関する保障措置、核物質防護を含む原子炉等規制法に関するその他の手続について、原子力委員会の関与は定められていない。

(5) 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること

原子力利用に関する試験及び研究の助成として、科学技術庁に計上された原子力平和利用研究費補助金及び原子力平和利用研究委託費に関して、原子力委員会において交付方針等について審議、承認されてきた。しかしながら、これらの補助金及び委託費はいずれも既に廃止されており、現在は各省がそれぞれの所掌事務の範囲内で原子力利用に関する試験及び研究の助成が行われている。

(6) 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練に関すること

昭和 30 年代は研究者、技術者の海外への派遣（留学）について審議、決定したほか、原子力関係科学者、技術者養成計画を決定するなどの取組がなされていた。これらの事務は、現在、各省それぞれの所掌事務の範囲内で実施されている。

(7) 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること

原子力委員会発足の直後から、国内の原子力に関する調査研究資料を収集整理して、国内に紹介するとともに、一方海外へも資料交換の形で紹介するなどの取組がなされている。また、昭和 32 年より、我が国の原子力平和利用について、その歩みのあとを顧みて将来への展望の基礎とするため原

子力年報(原子力白書)を毎年決定してきているが、近年になって作成されない時期(平成9年、平成11年～14年、平成22年～現在)が存在している。

統計については昭和30年代から40年代にラジオ・アイソトープ工業利用実態調査、原子力開発利用実態調査等が旧統計報告調整法による承認を得て、科学技術庁原子力局により実施され、報告されたことがあるが、近年は実施されていない。

(8) 原子力利用に関する重要事項に関すること

日本原子力研究開発機構法に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標の策定及び理事長の任命に当たって主務大臣に意見を述べるほか、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に係る基本方針、最終処分計画について経済産業大臣に意見を述べている。

このほか、原子力損害の賠償に関する法律においては、原子力損害が生じた際に、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書の提出したときについて定めがあるが、これまでに本件に係る意見書を提出したことはない。

3. 原子力委員会の今後の方向性について

原子力委員会の所掌事務について、個別にその運用実態を踏まえて、問題点や必要性について検討を行ったところ、形骸化している事務についての問題点が指摘されるとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応、放射性廃棄物の処理・処分の課題、国際的な対応等についての重要性が高まっているとの指摘があった。

それらの議論を踏まえて、原子力委員会又はその後継組織（以下「新委員会」という。）の今後の在り方について、形骸化している事務については廃止・縮小するとともに、今後重要性が高まる事務については実効的に対応できる体制をつくるという方向性を基本として以下の通り取りまとめた。

(1) 原子力利用に関する政策に関すること

原子力利用に関する政策として実施されている業務は非常に多岐にわたっていることから、これらを大きく分類した上で、今後とも担うべきもの、廃止すべきもの、他省庁に委ねるべきものとして整理した。

① 原子力開発利用長期計画、原子力政策大綱等の基本政策について

エネルギーに関する原子力利用についてはエネルギー基本計画が定められていることや、主に科学技術に関わる原子力研究開発は科学技術基本計画が定められていることを考慮して、これまでのような原子力政策全体を見通した網羅的な「原子力政策大綱」は作成しないこととする。

② 放射性廃棄物の処理処分を中心とした核燃料サイクル政策について

省庁横断的な課題や長期的な取組となる放射性廃棄物の処理処分を中心とした核燃料サイクル政策については、関係省庁との役割分担の下で、実施に責任を持つ省庁とは異なる立場で技術オプションの評価等を行う意義はある。

また、放射性廃棄物は、発生者責任の原則のもと、合理的かつ安全に処理・処分を行うことが重要であり、新委員会が省庁横断的に検討を

行う役割を担う意義はある。

一方で、核燃料サイクル政策等については、エネルギー基本計画との整合性をとりつつ、必要に応じた検討に限って取り組むべきである。

③ 平和利用に関する政策について

我が国が原子力利用を平和目的に限って行うにあたり、プルトニウム利用・管理の透明性の向上のための取組みは今後とも重要な事務の一つであり、これを実施する意義がある。例えば、平和利用、核不拡散等に係る政策の観点から、ウラン濃縮を含む核燃料サイクル政策等についても独自の立場から意見を言うことが考えられる。

なお、海外プルトニウムの保管量の確認は、保障措置における国内プルトニウムの保管量の把握と併せ、原子炉の平和目的利用の審査を行っている原子力規制委員会が、原子炉等規制法に基づく報告を徴収することなどにより、法的根拠を有したものとすることが望ましい。

また、現在、原子力委員会が行っているプルトニウム利用目的の妥当性の確認(将来のプルトニウム利用計画の確認)は、電気事業者等の公表資料をもとに行うのではなく、原子力委員会設置法に基づき、経済産業省、文部科学省を通じて電気事業者等から必要な資料の提出を求めるなど、根拠を明らかにした形での確認とすることが望ましい。

④ 放射線利用、核融合等の主に科学技術に関する政策について

放射線利用、核融合等の主に科学技術に関わることについては、科学技術基本計画の下、総合科学技術会議や文部科学省等において担うようにすべきである。

⑤ 国際協力等の国際に関する政策について

国際会議等の場においては、委員会として必要に応じ対外的な説明を行うとともに、継続的に専門的な立場から意見交換を行っていくことが重要であるが、アジア原子力協力フォーラム(FNCA)等の個別の事業については、今後も関与する意義があるか検討の上、基本的には関係省庁において実施すべきである。

なお、国際戦略に向けた情報共有・横断的な戦略形成が不十分であ

るため、国内での継続的なコミュニケーションの場を置くべきである。

⑥ 東京電力福島第一原子力発電所事故に関連した政策

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力利用に関する重要事項として取り組む課題が増してくることも考えられることから、原子力利用の政策に関する事務（設置法第2条第1号）と合わせて、原子力利用に関する重要事項に関する事務（設置法第2条第8号）としても検討するべきである。

(2) 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること

(1)の原子力利用に関する政策に関連して関係行政機関の事務の調整を実施する。

(3) 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること

原子力利用に関する経費の見積りについては、予算の優先順位づけ等の役割を果たしてはならず、近年は原子力予算全体に対して一部事業しか対象としないなど、経費の見積りとしての機能がなされておらず、廃止すべきである。

(4) 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること

原子炉等規制法に基づく設置許可等に際して、平和目的に関して意見を求められること（ダブルチェック）については、申請書に示されている目的等から判断することが難しく、設置許可等の後の保障措置、核物質防護も含めて判断することが重要であり、保障措置、核物質防護に関する規制が、独立性の高い原子力規制委員会に一元化された現状では、原子力委員会が平和目的に関してダブルチェックする必要は乏しくなっており、これらの手続は廃止すべきである。

なお、原子力の平和利用の政策に関連して、平和利用に関する行政の全体像を把握するため、保障措置、核物質防護の現状を把握することは

意義があると考えられるので、これらについては委員会設置法に基づいて原子力規制委員会から必要な報告を受けるようにすべきである。

(5) 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること

原子力委員会が関わっていた原子力平和利用研究委託費及び補助金については、全て終了している。原子力利用に関する試験及び研究については、関係省庁において必要な措置がなされていることで十分と考えられるため、廃止すべきである。

(6) 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練に関すること

原子力委員会が実施していた研究者及び技術者の養成及び訓練については終了しており、現在は関係省庁等において実施されるようになっていくことから、廃止すべきである。

ただし、東京電力福島第一原子力発電所事故後、原子力人材の養成に関わる政策は引き続き重要であると考えられることから、これらの実施を担う関係省庁の調整機能として、(1)の原子力利用に関する政策に関することとして今後もその役割を果たすべきである。

(7) 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること

原子力利用に関する政策、重要事項等の企画、審議を行うためには、原子力利用全体を俯瞰し、自ら課題を見つけるための効果的な活動が必要である。そのためには、委員会等での日常的な情報収集活動のみならず、定期的に資料を収集、整理することが重要であり、原子力白書の作成活動がその役割を果たすことができる可能性がある。また、原子力政策の検証等のために、原子力白書を継続的に作成する意義がある。

統計については、これまでも原子力委員会では作成しておらず、廃止すべきである。

(8) 原子力利用に関する重要事項に関すること

独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標の策定及び理事長の任命に当たっての主務大臣への意見や、特定放射性廃棄物の最終処分に係る基本方針、最終処分計画についての経済産業大臣への意見等、法律に基づき原子力委員会に属せられた事務については、原子力利用に関する政策の事務の整理を踏まえ、実施する意義があるものについては継続すべきである。

また、原子力施設における事故対応等の際に、その専門性を活かして必要な勧告等を迅速に行うことが期待されており、原子力利用に関する政策にかかる事務と併せて、原子力利用に関する重要事項にかかる事務を適時的確に機能させる仕組みが必要と考えられる。

4. 原子力委員会の組織に関する論点

所掌事務の整理を踏まえ、原子力委員会又は後継組織においては、重点化した業務に取り組むに当たり、以下の体制が必要と考えられる。

(1) 原子力委員会の今後の在り方

原子力委員会の業務について抜本的な見直しを行った結果、原子力政策大綱の作成をしないなど機能を縮小し、平和利用と核不拡散、放射性廃棄物の処理・処分、原子力利用に関する重要事項に関する機能に重点化した上で、原子力委員会を存続させることが適当である。

新たな原子力委員会（以下「新委員会」という。）は、原子力基本法に定める「原子力行政の民主的な運営」との観点から、合議体である委員会組織（いわゆる 8 条委員会相当の組織（内閣府設置法第 37 条の審議会等））とすることが望ましく、政府内における立場、国会との関係も考慮すれば、委員の任命は両議院の同意を得て行う国会同意人事とすることが望ましい。

新委員会は、原子力利用の推進ではなく、原子力に関する諸課題の管理、運営の視点から活動することとなるため、エネルギーに関する原子力利用を担う経済産業省や原子力の研究開発を担う文部科学省ではなく、原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整を所掌とする内閣府に設置することが適当である。

新委員会の委員は、高い識見と専門性を持つ者とすることが望ましい。特に委員長は、国際的な発信力が期待されることから、原子力政策について高い識見を有することが求められ、加えて新委員会の決定事項を関係行政機関の原子力政策に反映させるべく、強い指導力を持つことが求められる。

委員数については、委員会を抜本的に見直し、所掌事務を大幅に縮小する事を踏まえると、3 人とする事が適当である。

国会対応や国内外の関係機関の対応の重要性や、地方自治体との関係の重要性の観点から、また、委員が原子力政策に関する機関等の状況

の把握を行う必要性の観点から、新委員会には 1 名から 2 名の常勤委員（委員長を含む）が必要である。

委員長代理については、委員長に事故のある際のみ代わりに会議を招集する機能を担うことを考えれば、委員長と同様の専門性を持つ必要性は必ずしもない。

新委員会では、継続性の観点から、委員全員が同時に交代することがないように交代時期を設定する事が適切である。

なお、多様な意見や専門性を基に議論するために、委員のみで十分な多様性、専門性が確保できない場合は、参与や専門部会を活用することが望ましい。特に、立地自治体など、地方との関係は重要であり、新委員会として円滑な意見・情報を交換しあう関係を構築すべきであるため、地方自治体の関係者を参与とすること等を検討することが考えられる。

新委員会の審議に必要な情報を取得し、また決定を実現していくためには、関係行政機関等からの報告の徴収（原子力委員会設置法第 25 条）や勧告の実施（同第 24 条）も含め検討していくべきである。

（2）原子力委員会を担当する大臣との関係

原子力委員会を担当する大臣を、引き続き明示的に置き、大臣は内閣で、委員会の決定又は見解を反映してもらうようにすることが重要である。

新委員会は、大臣に対し一定の頻度で報告を行い意見交換するなど、課題を共有できるような関係を構築することが望ましい。

一方で新委員会には、政権や大臣から独立した立場を保っていくための配慮が必要となる。

（3）事務局の機能について

新委員会は内閣府に置くため、事務局は内閣府に置かれることとなるが、新委員会の所掌事務を支える事務局として機能するためには、原子力、核不拡散に関する一定の専門知識とともに実務能力が必要となる。しかしながら、原子力委員会の庶務を担う内閣府は、原子力の専門性を持った人材

を確保しているとはいえないことから、経済産業省、文部科学省を含め関係省庁には人員の配置の面での強い協力を求める必要がある。

また、国際機関への勤務経験を有する者の活用その他、任期付任用ポストの活用を図ることが考えられる。なお、この場合、任期終了後のキャリアパスへの配慮が必要となる。

ただし、利害関係者の関与については、以下の通り十分に留意する必要がある。

- a. 事務局職員(調査員、研修員を含む)には、利害関係者(電気事業者、原子力機器メーカー、日本原子力研究開発機構を含む)からの出向は原則として認められない。
- b. 利害関係者(電気事業者、原子力機器メーカーを含む)が新委員会の業務に参画する場合は、新委員会とは組織的に分離した状態(業務委託や外部機関としての協力等)での参画を原則とする。また、参画する場合には透明性を確保した上で、利害関係者として参画させる。
- c. 日本原子力研究開発機構や放射線医学総合研究所等の独立行政法人であっても、利害関係者としての側面を持つ場合には、出向者は受け入れないとするのが基本であるが、受け入れる場合には、政策決定に関する業務には従事させないように組織を明確に分離するなど、国民の疑念を招かない措置を講ずることが必要である。

なお、それらだけでは専門性を持った人材の確保が十分にできないため、以下のような外部機関の支援を受けることなどが考えられる。

- d. アカデミー(大学、学会等)の人材の活用が考えられる。ただし、活用するためには、予算措置等、具体的な方策を検討することが必要となる。

- e. 日本原子力研究開発機構は、原子力基本法に基づく我が国唯一の総合的原子力研究開発機関であることを考えれば、組織的な支援を受けることの意義が認められる。
- f. その他関係機関(大学、研究機関など)からの組織的支援のための具体的方策も検討すべきである。

(4) 他の機関との関係

平和利用の確保に関する規制は原子力規制委員会で実施されるが、平和利用の政策についての一環として、必要があれば規制の在り方についても新委員会で議論を行う。なお、平和利用等に関する規制について議論を行う際は、原子力規制委員会の独立性を尊重する必要がある。

原子力規制委員会の動向を理解するとともに、新委員会の問題意識を理解してもらうために、定期的な連絡会を置くことも考えられる。

平和利用の確保に関する原子力規制委員会との関係を考えると、新委員会の事務局には、原子力規制委員会からの出向を受け入れる事も考えられる。

関係府省における原子力政策の動向の把握及び新委員会の活動の理解を得るために、情報共有を行う連絡の場を持つことが考えられる。なお、他省庁との調整に当たっては、指定職の活用も含めて対応を考えるべきである。

おわりに

これまで検討をしてきた原子力委員会の在り方の見直しの原点は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた、原子力利用の推進に対する国民の不信にあり、特に、原子力委員会については、原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会での検討における不適切な運営について厳しい批判を受け、原子力行政に対する国民の信頼を損ねる状況となったことを忘れてはならない。

本有識者会議の検討の結果、これまでの原子力委員会を抜本的に見直し、今後は原子力利用の推進を担うのではなく、原子力に関する諸課題の管理、運営の視点から活動することとし、

- ① 原子力利用の推進についての網羅的な計画(原子力政策大綱)の策定
- ② 原子力関係経費の見積り及び配分計画
- ③ 他省庁において実施されることにより形骸化した原子力に関する試験研究の助成

などの事務を廃止し、今後は委員会の中立性を確保しつつ、我が国の立場を発信するために、

- ① 原子力の平和利用と核不拡散
- ② 放射性廃棄物の処理処分
- ③ 原子力利用に関する重要事項

に関する機能に重点を置くなどの、新しい原子力委員会の組織の在り方についての考え方を取りまとめた。

新たな原子力委員会が活動するに当たっては、国民からの信頼を得るとともに、世界各国と連携を図り、ネットワークを形成することで、その存在意義が認識されることを期待する。

本会議においては、これらの検討結果に加えて、原子力委員会の名称を見直す

ことについての議論もあり、「原子力平和利用委員会」とするとの提案があった。名称は、新たな委員会の開始に当たって重要なことになると考えられるので、十分に検討の上、決定されることを期待する。

本報告書において示された方向性については、今後、内閣府において、法令改正等を含めた必要な措置がとられることになるが、その過程で本会議における検討が十分に活かされることを期待する。

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議の開催について

平成 25 年6月 24 日
内閣官房長官決裁

1. 趣旨

原子力委員会は、時代に応じてその役割は見直され変遷してきた。この度の東京電力福島第一原子力発電所事故により原子力をめぐる環境が大きく変化したことを踏まえ、原子力委員会の役割も再び見直しが求められている。このため、原子力委員会の在り方の見直しに向けて、優れた識見を有する者から意見を聞くことを目的として、原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（以下、「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、原子力政策を担当する国務大臣が指名する行政組織、国際関係、エネルギー、原子力等に関する有識者により構成し、同大臣の下に開催する。
- (2) 原子力政策を担当する国務大臣は、会議を構成する者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

会議の庶務及び運営に必要な事項は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議委員

(座長) 森田 朗	学習院大学 法学部 教授
小幡 純子	上智大学 法科大学院 教授
橘川 武郎	一橋大学大学院 商学研究科 教授
古城 佳子	東京大学大学院 総合文化研究科 教授
佐藤 行雄	公益財団法人日本国際問題研究所 副会長
城山 英明	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
寺島 実郎	一般財団法人日本総合研究所 理事長
増田 寛也	東京大学公共政策大学院 客員教授
山地 憲治	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・ 研究所長
吉岡 斉	九州大学 副学長

以上

審議経過

第1回	平成25年 7月30日(火)
第2回	平成25年 8月 8日(木)
第3回	平成25年 8月20日(火)
第4回	平成25年 9月 2日(月)
第5回	平成25年 9月11日(水)
第6回	平成25年 10月10日(木)
第7回	平成25年 10月24日(木)
第8回	平成25年 10月31日(木)
第9回	平成25年 11月14日(木)
第10回	平成25年 11月21日(木)
第11回	平成25年 12月5日(木)
第12回	平成25年12月10日(火)

以上